

社会福祉法人柘野福社会 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柘野福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として支払われるものをいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は非常勤とし、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- (1) 理事長の報酬
- (2) 役員(理事長を除く)の報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、定款第9条及び第23条の各号に定める総額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長に対する役員報酬の額は、別途定める。
- (2) 役員(理事長を除く)に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき7,000円とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき7,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬の支給方法は、別途定める。

- 2 役員(理事長を除く)等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に伴い交通費、旅費及び手数料等の費用を要する場合は、申請により当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 5年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成10年 4月 1日より改正する。

この規程は、平成13年 4月 1日より改正する。

この規程は、平成18年 4月 1日より改正する。

この規程は、平成30年 3月24日より改正する。

社会福祉法人柁野福社会 理事長報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬等支給規程第4条第1項による理事長の役員報酬等に関する事項を定める事を目的とする。

(業務)

第2条 定款第26条第1項但し書きに掲げる業務及び法人が経営する新規事業の企画立案並びにコンサルタント業務を行う。

(勤務)

第3条 理事長が業務を行うための勤務は次の通りとする。

- (1)原則として、毎週月曜日、又は金曜日の午前10時から12時まで必要な業務を行う。
- (2)毎月1回、午後5時から午後8時まで行う事業所長会議に出席する。
- (3)所定日以外でも必要なときは随時業務を行うものとする。

(報酬)

第4条 理事長に対する役員報酬は月額20万円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、毎月25日(ただし、その日が金融機関の休日にあたる場合は、職員給与規定第12条の規定に準じる)に、指定する理事長名義の金融機関の口座に振り込み支給する。

附則

この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日より改正する。

この規程は、平成22年 4月 1日より改正する。

この規程は、平成30年 3月24日より改正する。